

# 平成29年度事業計画(案)

社会福祉法人

福岡市博多区社会福祉協議会

# 平成29年度事業計画(案)

## I 事業方針

校区社協、社会福祉法人、企業、行政など関係団体と協働し地域課題の解決を進めます。

近年の地域社会は、人口の高齢化と少子化により「超高齢社会」が現実のものとなっています。さらに福岡市では、都市化が進み単身世帯が過半数を超え、世帯構成の変化等の社会情勢が人々の繋がりを弱くし、「社会的孤立」を結果的に進める傾向にあります。さらに、障がいや認知症、子どもの貧困、高齢者の消費者被害などの多様で複合的な生活課題は、単一のサービスや機関等では対応できないものが増加しています。

このような中で、誰もが住み慣れた地域で可能な限り生活するための「地域包括ケアシステム」は、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」のサービスを一体的に提供し、横断的な課題解決の仕組みです。当システムを充実するには、専門機関のサービスと「生活支援」「介護予防」分野での住民による地域福祉活動の連携が求められます。

したがって、住民が安心して生活できる地域社会は、生活に困っている人の課題を「みんなごと」として理解し、みんなで支え合う「互助」活動が大切です。

そのため本会は、第5期福岡市社協地域福祉活動計画の重点項目を基本に、校区社協と、地域の課題解決に向けて「公益活動」が法制化された社会福祉法人や、企業や非営利団体、行政など様々な団体・機関と連携・協働し、互いに支え合う地域福祉活動の推進を図ります。

## II 重点項目

### 1 小地域福祉活動の推進

地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、「生活支援」の担い手としての校区社協活動の活性化は、医療・介護の専門職の連携とともに地域包括ケアシステムの大きな柱であり、地域で展開するうえで地域の主要な関係者が、同一の目標に向けて共通認識を醸成し、取り組めるように支援します。

#### (1) 校区社会福祉協議会強化への支援

住民が地域課題を把握・共有し、目指す「地域のあるべき姿」を実現するための具体的活動について話し合い、広く住民に周知するための「校区福祉座談会」の開催や「校区福祉のまちづくりプラン」の策定等を支援します。

また、生活支援機能や介護予防機能の一部を担う「ふれあいネットワーク活動」や「ふれあいサロン活動」は、地域特性などに応じた機能強化に向け、活動の拡充を支援します。

さらに、地域での助け合い活動である「生活支援ボランティアグループ活動」や「在宅介護者の交流会」等を支援します。

① 地域特性に応じた福祉活動の展開

(ア) 「校区福祉座談会」の開催及び「校区福祉のまちづくりプラン」(校区社協年次活動計画)支援事業

地域課題やその解決策を住民が主体的に話し合い、自ら目標を定め実践につなぐ「校区福祉座談会」の開催や「校区福祉のまちづくりプラン」策定を支援します。

●校区福祉のまちづくりプラン策定目標 4校区

② 校区社協の基盤をなす活動の拡充

地域福祉活動の基盤である「ふれあいネットワーク活動」「ふれあいサロン活動」を拡充し、月に1回の訪問と週に1回は安否確認ができる体制づくりを区全体に広げていきます。

(ア) ふれあいネットワーク活動の拡充

今年度より校区社協に貸与される「避難行動要支援者名簿」を活用した見守りマップ等の作成支援や、災害時の避難誘導等の仕組みと連動する平常時の見守り活動を推進するとともに、見守り活動の延長線上で行われる生活支援機能の強化策の検討を進めます。

●実施自治会(町内会)率85%以上を目指します。

また、当活動に事業所や病院、配達業者、マンション管理組合等も加わった重層的な見守りの仕組みづくりの支援を進めます。

i ふれあいネットワーク新規立上げ支援事業

年度途中の新規立上げには、区社協独自の活動資金を助成します。

ii ふれあいネットワーク研修会の開催

(イ) ふれあいサロン活動の拡充

地域の特性に応じた活動の実施に向け、働きかけを行います。また、介護予防機能の強化に向け、それぞれのサロンの創意工夫による運動・体操を取り入れたプログラムを推奨します。

●新規活動開始3か所を目指します。

i ふれあいサロン研修会の開催

③ 超高齢社会・大介護時代の到来に備える活動の拡充

(ア) ご近所お助け隊支援事業

日常の“ちょっとした困りごと”の解決に向け、身近な地域(校区・町内)で行う「生活支援ボランティアグループ」の立ち上げ支援や運営体制強化に必要な経費の一部を助成し、支援を行います。

●新規活動開始は1校区、2町内を目指します。

(イ) 在宅介護者のつどい事業

在宅介護者の負担を軽減し、リフレッシュを図ることを目的に実施す

る「家族介護者のつどい」の開催を支援します。特に、介護者がより参加しやすい校区単位・町内単位等の身近な地域での開催を支援します。

●新規活動開始3か所を目指します。

## 2 ボランティアによる社会参加の拡大

### (1) 社協ボランティアセンターの強化

#### ① 区ボランティアセンターによる個人ボランティアの登録、活動の紹介

##### (ア) ボランティアコーディネーション事業

個人登録ボランティアを始め、区ボランティアセンターに寄せられたニーズ解決のために行います。

### (2) シニアボランティアに関する取り組みの拡充

シニア世代に地域福祉活動の担い手を養成するボランティア講座を実施し社会参加の拡大を図ります。また、生活支援の活動が本人の介護予防につながることを視野に入れ、介護予防・生活支援・社会参加の融合によるボランティア活動の拡充を支援します。

#### ① 区シニア地域サポーター養成講座

加齢や病気、障がいにより単独での外出が困難となった高齢者の外出ニーズに対応するため、高齢者外出支援ボランティアの養成を行い、受講者が地域福祉活動の新たな担い手につながるよう支援します。

#### ② 介護支援ボランティアの登録、紹介【市社協と連携】

65歳以上の高齢者に介護保険施設でのボランティア活動にポイントを付与し、そのポイントを換金・寄附できる「介護支援ボランティア事業」を推進します。

## 3 生活課題解決モデルの開発【市社協と連携】

### (1) 移動支援・買物困難者支援の仕組みづくり

#### ① 地域との協働による移動支援モデル事業（福岡市委託事業）の支援

福岡市社協が福岡市から受託した「地域との協働による移動支援モデル事業」としてワゴンタイプの車両を貸し出し、住民が運転・付添ボランティアを担い、高齢者の買い物等を支援します。

#### ② 住民参加型の買い物困難者支援の仕組みづくり

地域の実情に応じた住民参加による買い物支援の仕組みづくりを民間企業や社会福祉法人、NPO法人などの機能と連携しながら取り組みます。

## (2) 市民が支える住み続ける仕組みづくり

### ① 住まいサポートふくおか事業との連携

「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者を支援するために福岡市社会福祉協議会が実施する「住まいサポートふくおか」と連携し、支援を行う他のサービス団体・機関と併せて地域の見守り活動等へのつなぎ等を実施します。

### ② ずっーとあんしん安らか事業及びやすらかパック事業との連携

身寄りのない高齢者等の死後の葬儀や家財処分等のサービスを提供し、安心して住み続けることのできるために福岡市社会福祉協議会が実施する「ずっーとあんしん安らか事業」や「やすらかパック事業（預託に代えて少額短期保険活用）」と連携し、支援を行う他のサービス団体・機関と併せてふれあいネットワーク活動等の見守り活動と連携します。

## (3) 「地域の子ども」プロジェクト【市社協と連携】

経済的困窮の子育て中の世帯や、地域社会との関係性の弱さにより地域から孤立し、生活に困っている世帯の課題解決に向け、「地域と子育て」「地域と教育」という視点から、子どもの分野における地域福祉活動の実践モデルを検討するとともに、それらに関わるボランティア、関係機関等の情報交換の場を取り組みます。

### ① 食事をとることが困難な子どもたちの居場所と食事の提供の場づくり

家庭環境等様々な要因での孤食、また、食事が十分にとれない子どもに対し、地域や学校、企業、団体、行政等と連携して、食事を提供する場づくりにボランティアや生協、介護事業所、スクールソーシャルワーカーなどと連携・協働により実施します。

### ② 子どもが安心できる居場所づくり

親子が安心して集える場づくりや、交流等で生活の知恵や文化、生活習慣等を子どもが身につけ、自立して生きる力を育む取り組みをボランティアや生協、介護事業所、スクールソーシャルワーカーなどと連携・協働により実施します。

### ③ 子育てボランティア（サポーター）養成講座

乳幼児親子がいつでも気軽に訪れ、自由に遊ぶことができる子育て支援の拠点である「山王子どもプラザ」「博多南子どもプラザ」で活動するボランティア（サポーター）を養成するため、博多区保健福祉センター等と共催で講座を開催します。

#### 4 拠点型地域福祉の展開

##### (1) 社会福祉法人（施設や事業所）による地域での公益的な取り組みに向けての協働

社会福祉法等の一部改正において、社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」が責務として規定されました。本会は市社協と連携し、地域のニーズを把握・整理し、福祉施設・事業所を運営する社会福祉法人や事業所連絡会等に情報を提供するとともに、地域で求められている福祉サービス等についての提案等を行います。

##### ① 個別解決モデル創造事業

福祉施設・事業所等と協働し、「買い物困難者支援」「外出困難者支援」「地域カフェ」「認知症徘徊高齢者発見時相談対応」等の取り組みを進めます。

##### (ア) 福祉施設が行う地域貢献サポート事業

当事業は、区内の福祉施設で地域住民に提供できる活動や機能を調査し、地域にその情報を提供するものです。施設の本業を地域にボランティア活動（社会貢献）として提供する当事業は、施設のボランティアな介護サービス・労働的機能提供という形を取りながらも、施設と地域の交流、助け合いなどを通じて、理解し合う関係を目指します。

##### ② 専門スタッフ派遣事業

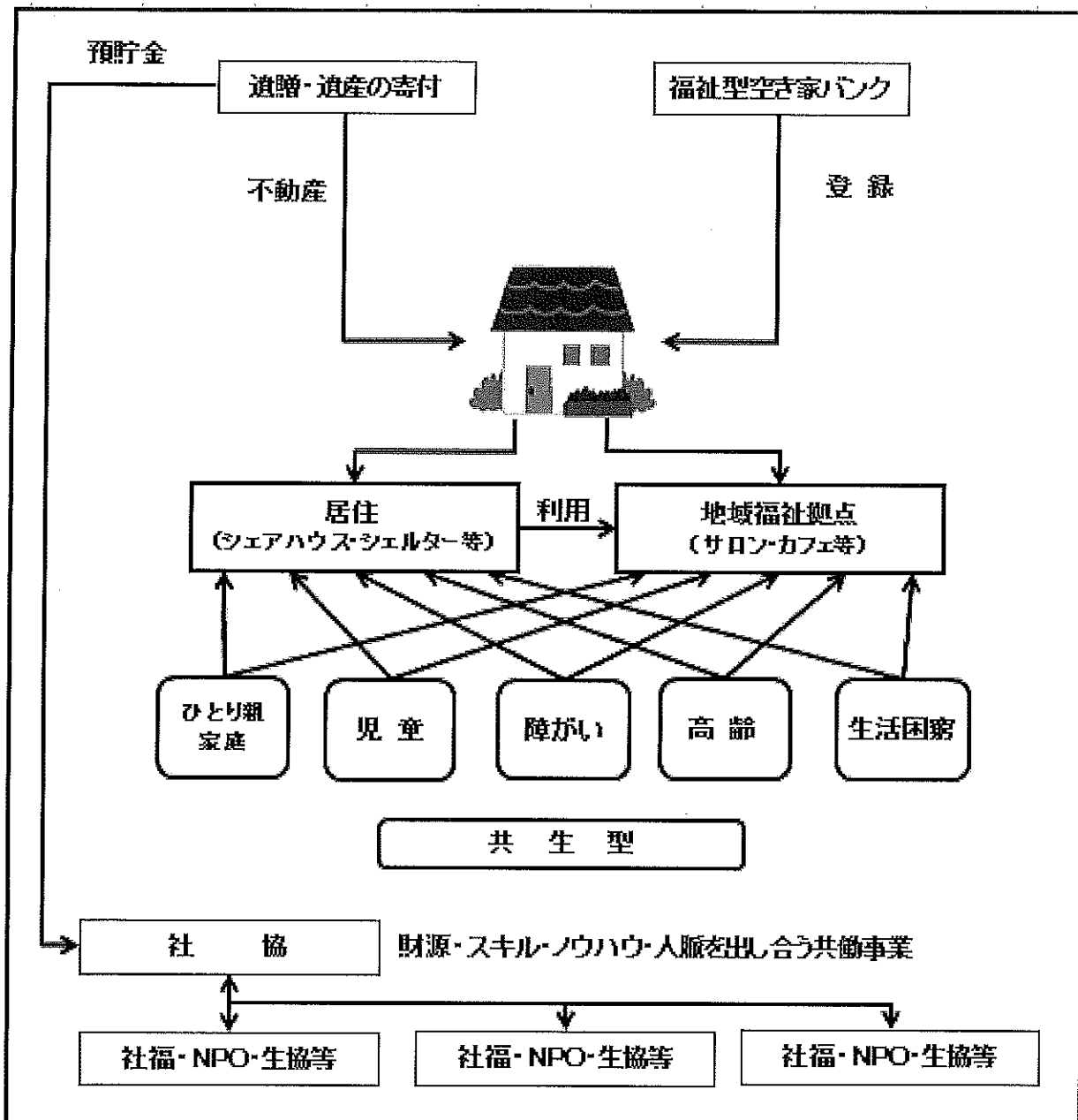
ふれあいサロンや子育てサロン等の地域福祉活動に施設職員を派遣します。

##### (2) 遺贈と空き家の活用による地域福祉の拠点づくり【市社協と連携】

「遺産を地域のために」という市民の思いを「カタチ」にするための受け皿となる仕組みを、不動産を含めた遺産を活用することで地域福祉の推進を図ります。

##### ① 社会貢献型空き家バンク事業の地域モデルの構築支援

福岡市社協と一般社団法人古家空家調査連絡会が行う「社会貢献型空き家バンク事業」において具体的な展開を目指す地域モデルに関わり、その実現を支援します。



## 5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化 (〇下付 職員人件費は市社協扱い)

### (1) CSW の機能を活かした高齢者の自立生活を支える体制の構築

当業務は、CSWの実践で培った地域支援のノウハウや地縁組織・ボランティアとの信頼性や関係性という強みを活かし、地域課題の把握と解決を地域住民だけでなく企業等関係団体等に参画を働きかけ、社会資源の創出支援と情報を提供し、地域での高齢者の自立生活を支える体制の構築を進めます。

CSW：地域福祉ソーシャルワーカーの略称

## CSW の役割(地域福祉活動の推進)

- ・地域支援(地域福祉活動に携わる団体等への支援)
- ・地域福祉活動者では対応困難な個別ケース(高齢者に限定しない)の支援とそれを通じた地域福祉活動への展開・充実
- ・ボランティア活動希望者の支援(兼ボランティアコーディネーター)
- ・住民主体による地域福祉活動の計画的実践の支援(校区福祉のまちづくりプラン策定と実践に向けての継続的支援)

### 生活支援 コーディネーターの役割

- ・地域資源情報等の整理
- ・協力事業者情報など、地域の方に活用いただける資料の作成
- ・地域ボランティアの支援(必要な情報や資料の提供など)
- ・介護予防グループの支援(必要な情報や資料の提供など)
- ・関係者のネットワーク構築

## (2) ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化<<新規>>

### 【市社協と連携】

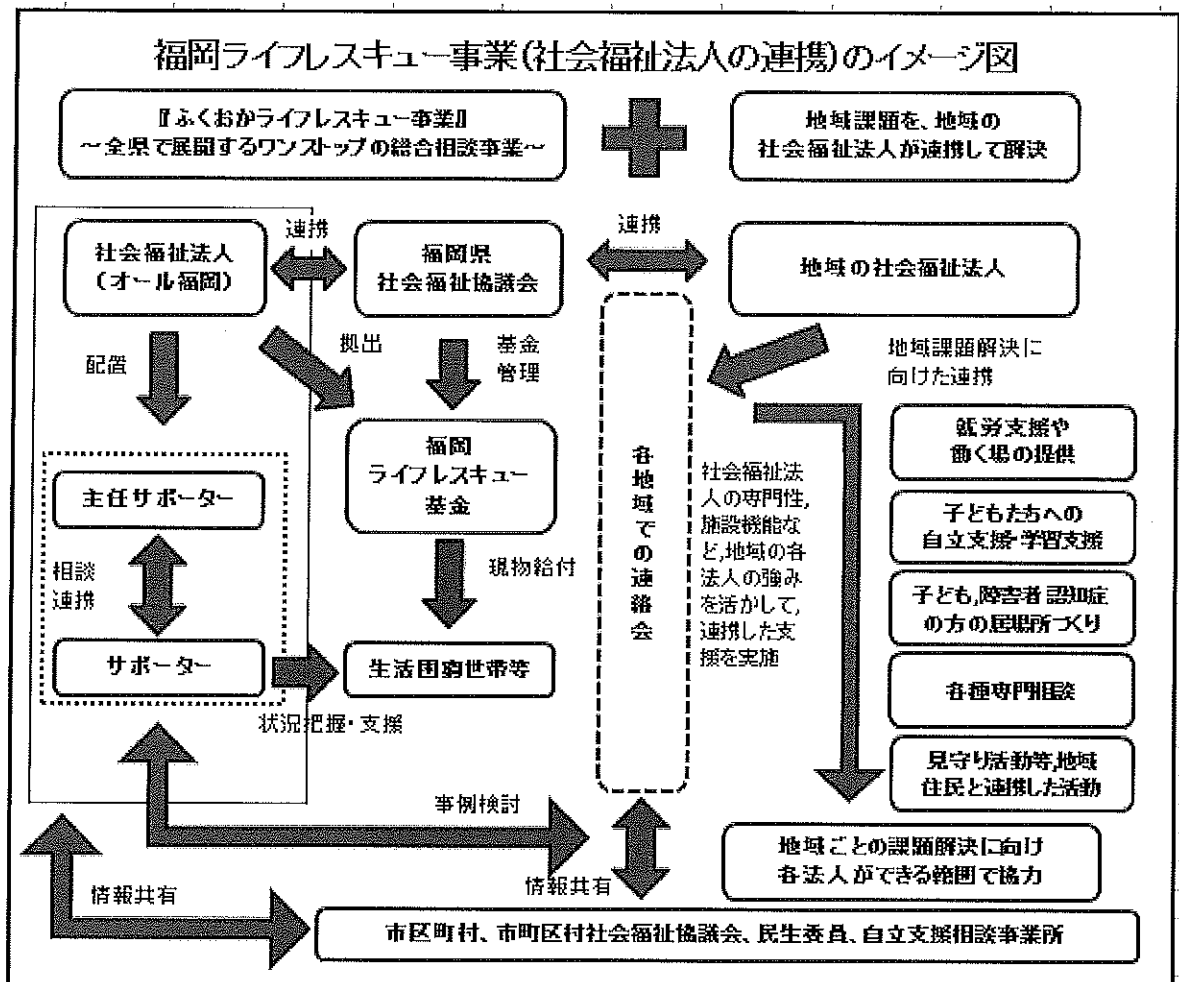
社会福祉法等の一部改正において、社会福祉法人に対し「地域における公益的な取り組み」が責務として規定されたことに伴い、本会では、福岡県社会福祉法人経営者協議会と福岡県社協が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に福岡市社協とともに参画します。具体的には、生活困窮に陥り社会的に孤立し、既存の制度にもつながらず困難を抱えている人に対して、事業に参画する地域の社会福祉法人と協働し、それぞれの専門性および資源を活かした支援を行います。

### 【ふくおかライフレスキュー事業】

福岡県内の社会福祉法人が資金・人材・専門性を持ち寄り、生活困窮者が抱える様々な課題を柔軟に解決していくための相談・支援事業。

緊急の対処として、参画する社会福祉法人が拠出した基金を活用し食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助(現物支給)を行う点に、この事業の特質があります。





## 6 権利擁護事業の拡充【市社協と連携】

### (1) 判断能力が低下した人を地域で支える仕組みづくり

判断能力が不十分な人の権利擁護を行う「日常生活自立支援事業」や「成年後見事業」を進めるうえで、各種専門職や相談支援機関、校区社協活動の連携により支援機能を充実します。

#### ① 利用者の自立に向けた支援～日常生活自立支援事業

「日常生活自立支援事業」の利用者が抱える様々な生活課題を、CSWと当事業の専門員等が連携し、適切な相談・支援を行い、本人の「自立」を進めます。

#### ② 市民による成年後見制度の推進（福岡市委託事業）

市民後見人養成研修了者（市民参加型後見人）を法人後見や日常生活自立支援事業に人材活用するとともに、市民参加型後見人が地域福祉の担い手として、見守り活動や成年後見制度の普及啓発活動等で活躍できるように支援します。

## 7 地域福祉を推進するための基盤づくり【市社協と連携】（①市社協 市社協等）

### (1) 福祉教育推進計画に基づく福祉教育見直し構想の実践

既存の障がい者・高齢者の擬似体験プログラム等の福祉教育プログラムの

見直しを進めるとともに、昨年度福岡市ボランティアセンターが作成した「コミュニケーションが難しい障がい（知的障がい、発達障がい）への理解や接し方を学ぶ福祉教育プログラム」の活用した出前講座を実施します。

## (2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

### ①「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の活用

地域福祉活動を進めるうえで懸案事項である個人情報の共有・活用を進めるために当指針を活用し、校区社協や民生委員・児童委員、校区自治協議会役員等に対して出前講座を開催や地域ごとの情報共有のルール作り等を推進しています。

## Ⅲ 事業

### 1 小地域福祉活動の推進

- (1) 校区社協の運営及び事業に対する助成・支援
- (2) ふれあい事業（ネットワーク・サロン）への助成・支援
- (3) 校区社協広報紙の発行に対する助成
- (4) 校区社協が行う地域福祉活動に対する支援
- (5) 安心情報キット及び緊急時連絡カードの普及・活用
- (6) レクリエーション用具の貸し出し

### 2 ボランティアによる社会参加の拡大

- (1) ボランティア体験事業・養成講座の開催
- (2) 校区社協や公民館との共催による地域でのボランティア養成講座の開催
- (3) ボランティア情報の提供と広報
- (4) ボランティア活動保険等の受付
- (5) ボランティアルーム及びボランティア関係備品の利用受付

### 3 生活課題解決モデルの開発

- (1) 生活保護世帯等一時貸付事業の受託
- (2) 生活福祉資金貸付相談窓口との連携
- (3) 高齢者賃貸住宅入居支援事業との連携
- (4) ずーっとあんしん安らか事業との連携
- (5) ファミリー・サポート・センター会員の登録及び活動の斡旋
- (6) ファミリー・サポート・センター会員の交流会の開催
- (7) 子育てボランティア（サポーター）養成講座
- (8) 子育てサロンへの支援
- (9) 車いす・白杖の貸し出し

#### 4 拠点型地域福祉の展開

- (1) 福祉施設が行う地域貢献サポート事業（再掲）

#### 5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化

- (1) 個別支援に関わる相談対応と地域福祉活動との連携

#### 6 権利擁護事業の拡充

- (1) 日常生活自立支援事業との連携（再掲）
- (2) 法人後見事業（市民参加型後見人の活用）との連携（再掲）

#### 7 地域福祉を推進するための基盤づくり

- (1) 区社協広報紙「ほっとハートはかた」の発行
- (2) 校区社協をはじめ関係機関・団体への「社協ワーカーだより」の発信
- (3) ホームページ・保健福祉センターの専用掲示板による広報
- (4) 「秋祭りIN博多」等地域イベントでの社協活動を広報

#### 8 運営等及びその他

- (1) 理事会、評議員会、監査、評議員選任・解任委員会
- (2) 博多区地域福祉部会（校区社協会長会）
- (3) 職員の資質向上のため、研修や関係機関との連携の充実
- (4) 自主財源の確保
  - ① 賛助会員の加入促進
  - ② 寄附金の受付
  - ③ 共同募金活動の推進と募金の受付
- (5) その他
  - ① 福祉バスの受付
  - ② 無料又は低額診察事業の受付
  - ③ その他必要な業務